



## チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育

◆ 伐木作業等を行うすべての業種が対象 ◆

チェーンソー取扱業務に従事する場合は、「伐木等の業務に係る特別教育」の修了者でなければ就く事ができません。

労働安全衛生規則の一部が改正され、今まで、伐木の直径等で区分されていた、安衛則36条第8号と、8号の2が統合され、令和2年8月1日から新たな資格になりました。

つきましては、新たに資格を取得する方を対象として、新「安全衛生特別教育規程」に基づき教育を実施いたしますので、該当者を受講させていただきたくご案内申し上げます。

※都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

1 講習日時	講習日	受付期間	定員	講習時間(休憩含)
	<b>R 6 . 10 . 9 (水) ~11 (金)</b>	<b>8/9~9/25</b>	<b>60名</b>	1日目 9:00~16:50 2日目 9:00~16:40 3日目 9:00~16:40

2 会 場  
学科：旭川市工業技術センター（旭川市工業団地3条2丁目）  
実技：旭川市森林組合（旭川市工業団地3条1丁目）

3 受 講 料  
会員 21,000円 会員外 23,000円  
(テキスト代2,970円、消費税10%を含む)  
※申込書の「受講料支払方法」欄に○印を記入して下さい。  
(振込に○をした場合は、請求書を発行いたします)

4 申込方法  
**受付期間内**に、申込書を旭川分会に提出して下さい。  
※先着順に受付し、定員に達し次第締め切りますので、事前に受付状況をご確認下さい。

5 添付するもの  
**運転免許証(表・裏)のコピー**、写真1枚(30ミリ×24ミリ)  
※既に取得している、林災防交付の修了証のコピーを添付していただくと、修了証が一つにまとまります。

科 目		時間
学 科	伐木作業に関する知識	4時間
	チェーンソーに関する知識	2時間
	振動障害及びその予防に関する知識	2時間
	関係法令	1時間
実 技	伐木等の方法	5時間
	チェーンソーの操作	2時間
	チェーンソーの点検及び整備	2時間
講習時間合計		18時間



7 実技機材  
持っている方は、下記機材をご持参下さい。※機材がない場合はご相談下さい。  
・チェーンソー（複数名受講する事業場は、2名に1台程度）  
・点検整備工具、目立て用やすり（持参チェーンソーに合ったもの）  
・防振手袋、ヘルメット、**チャップス**、チェーンソー用敷物（整備時に机等を汚さない為）  
※チェーンソーは燃料を抜いた状態で移動し、実技の時に給油するようお願いいたします。

8 修 了 証  
**後日、事業場に送付いたします。**

9 注 意  
受講日前に欠席の申し出がない時は受講料は返金致しません。



# チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育申込書

※運転免許証（表・裏）のコピーを添付して下さい

※印の欄は記入しないで下さい

※受講No.				太枠内に楷書でご記入下さい。
受講日	/ ~ /			
ふりがな			性別	
氏名			男・女	
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記（希望する・希望しない）			
	併記を希望する場合は、右欄に旧姓又は通称を記入→ ★戸籍抄本、住民票等の添付が必要			
生年月日	昭和・平成	年	月	日
現住所	〒 携帯			
チェーンソー 使用歴	開始年齢	才から使用	使用年数	年 か月
勤務先	所在地	〒		
		TEL	FAX	
	名称	担当者名		
受講料支払方法 (○印を記入)	1. 振込 ・ 2. 現金書留送付 ・ 3. 旭川分会へ持参 いずれの方法も、講習日の10日前までに納入願います			
※会員区分	会員	21,000円 (コードNo.155)		※入金日
	会員外	23,000円 (コードNo.156)		

縦30mm  
横24mm  
写真1枚添付  
裏面に氏名記入

年 月 日

〒070-0043

旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階

TEL 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

林材業労災防止協会旭川分会 行き